

ほしょうにん み  
**保証人が見つからないために**  
あばーと みんかんちんたいじゅうたく か かた  
**アパートなどの民間賃貸住宅を借りられない方**



川崎市



かわさき しきよじゅうしえんせいど あんない  
**川崎市居住支援制度のご案内**



かわさきしきよじゅうしえんせいど こうれいしゃなど あばーと みんかんちんたいじゅうたく か さい  
川崎市居住支援制度とは、高齢者等がアパートなどの民間賃貸住宅を借りる際、  
やちん しはらいのうりよく ほしょうにん み ばあい かわさきし  
家賃の支払能力があるにもかかわらず、保証人が見つからない場合に、川崎市の  
してい ほしょうがいしゃ りょう し せさく きよじゅう しえん やちん しはら  
指定する保証会社を利用し、あわせて、市の施策により居住を支援し、家賃の支払  
にゆうきよご びょうき こ やぬし ふあん けいげん にゆうきよきかい かくほ あんてい  
いや入居後の病気、事故などの家主がいただく不安を軽減し、入居機会の確保と安定  
した居住継続を支援する制度です。家賃の滞納や原状回復費など退去時の金銭的  
ほしょう ほしょうがいしゃ おこな ことば ちが とらぶる はつせいじ つうやくはけん しょうがいしゃ  
な保証を保証会社が 行い、言葉の違いによるトラブル発生時の通訳派遣や障害者  
だんたい にゆうきよしゃ みまも しえん かわさきし しえんだんたい おこな  
団体による入居者の見守りなどの支援を川崎市や支援団体が 行います。

たいしょうしゃ  
**対象者**

- ① 高齢者 ② 障害者 ③ 外国人 ④ ひとり親世帯  
⑤ DV被害者一時保護施設退所者等 ⑥ ホームレス自立支援施設から退所する方  
⑦ 児童福祉施設等退所者等 ⑧ 特定疾患患者

た ようけん  
**その他の要件**

- ◎ 給与、年金などの安定した収入や生活保護費で家賃等の支払いができる方  
◎ 自立した生活ができる方  
◎ 国内に在住している親族などの緊急連絡人※がいる方  
※連帯保証人と異なり、連帯して債務を負うものではありません。

りようしゃ ふたん  
**利用者の負担**

- ◎ 月額家賃に共益費を加えた額の35%を2年分の保証料  
(最低保証料は10,000円)として入居時若しくは更新時に一括して  
保証会社へお支払いいただきます。  
◎ 2年間の特約付火災保険に加入していただきます。  
「借家人賠償責任保障額」が1000万円以上  
「個人賠償責任保障額」が1000万円以上

たいしょうしゃ ちゆう 対象者(※注 1)	たいしょうしゃ ようけん 対象者の要件
こうれいしゃ 高齢者	つぎ ようけん み 次の要件のいずれかを満たしていること ①市内に住んでいる満60歳以上の単身者 ②市内に住んでいる満60歳以上の高齢者で、同居人が、配偶者、子、孫、兄弟又は満60歳以上の親族であること
がいこくじん 外国人	つぎ ようけん み 次の要件のいずれかを満たしていること ① 市内に住所があることを住民票又は在留カード、特別永住者証明書(在留カード、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証を含む。)又は在勤証明書又は在学証明書で確認できる方 ②市内の事業所に勤務する外国人 ③市内の学校に通う外国人
おやせたい ひとり親世帯 (母子家庭など)	しない す みまん こ どうきよ はいぐうしゃ かた また じどう 市内に住んでいて、20歳未満の子と同居し配偶者のいない方、又は児童 扶養手当を受けている方
とくていしっかんかんじゃ 特定疾患患者	しない す とくていしっかんかんりょうじゅきゆうしゃしやうまた とくていしっかんかんりょうくしゃしやう 市内に住んでいて、特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証を 所持する方
しょうがいしゃ 障害者	しない す しんたいしょうがいしゃてちやう りやういくてちやうまた せいしんしょうがいしゃほけんふくし 市内に住んでいて、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉 手帳を所持する障害者で、原則として障害者団体等からの紹介を得ら れる方
ひがいしゃいちじほ ごしせつたい DV被害者一時保護施設退 所者等 (※注 2)	つぎ ようけん み 次の要件のいずれかを満たしていること ①川崎市内の一時保護施設に入所し、退所する予定の方又は退所後2年 未満の方 ②川崎市のDV被害者担当窓口でDVを理由として相談して、市外の一時 保護施設に入所し、退所する予定の方又は退所後2年未満の方
ほ ー む れ す じりつしえんしせつたい ホームレス自立支援施設退 所者	かわさきし ほ ー む れ す じりつしえんしせつ たいしょ たいしょ ご ねんかん 川崎市のホームレス自立支援施設から退所する者で、退所後2年間 アフターケア支援を受けられる方
じどうふくししせつとうたいしょうしゃとう 児童福祉施設等退所者等	つぎ ようけん み 次の要件のいずれかを満たしていること ①川崎市の児童福祉等施設(児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児 短期治療施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設等)から退所若しく は里親から自立する方、又は既に退所若しくは自立した方で、25歳未満 の方 ②川崎市の措置により入所した市外の児童福祉等施設から退所若しくは 里親から自立する方、又は既に退所若しくは自立した方で、25歳未満の方

注 1) 賃貸借契約者及び保証委託契約者が対象者である必要があります。同一世帯において、社会通念上  
賃貸借契約者となるべき方が契約を行ってください。

	りようてつづ 利用手続き	ひつようしよるい ちゅう 必要書類(※注 3)
こうれいしゃ 高齢者  がいこくじん 外国人  ひとりおやせたい ひとり親世帯  とくていしつかん 特定疾患 かんじゃ 患者	<p>① 制度内容と対象者要件を確認してください。 ⇒相談窓口は川崎市住宅供給公社です。</p> <p>② 協力不動産店で賃貸住宅を探してください ⇒協力不動産店リストは相談窓口にお問合せください。</p> <p>③ 気に入った賃貸住宅が見つかったら、協力不動産店で、制度利用の手続きをします。 ⇒申込書等の記入 必要書類の確認 保証料等の支払い</p>	<p>住民票の写し</p> <p>住民票の写し又は在留カード又は特別永住者証明書又はみなし外国人登録証等又は在勤証明書又は在学証明書</p> <p>住民票の写し又は児童扶養手当証書</p> <p>住民票の写し及び特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証</p>
しょうがいしゃ 障害者	<p>デイケアサービスや作業所などを利用している方は、支援団体になれるか相談してください。 また、障害者団体等との協議が必要です。まちづくり局住宅整備課まで御相談ください。</p>	<p>障害者手帳 住民票の写し 支援体制協議書など →詳細はまちづくり局住宅整備課まで御相談ください。</p>
ひがいしゃ DV被害者 いちじほご 一時保護 しせつたいしよやとう 施設退所者等 (※注 2)  ほーむれす ホームレス じりつしえん 自立支援 しせつたいしよやとう 施設退所者  じどうふくし 児童福祉 しせつとう 施設等 たいしよやとう 退所者等	<p>① 区役所などで対象者であることを確認する必要があります。詳細はまちづくり局住宅整備課にお問合せください。</p> <p>② 協力不動産店で賃貸住宅を探してください。 ⇒対象者であることを確認した際に、協力不動産店リストをお渡しします。</p> <p>③ 気に入った賃貸住宅が見つかったら、協力不動産店で、制度利用の手続きをします。 ⇒申込書等の記入 必要書類の確認 保証料等の支払い</p>	<p>市で対象者であることを確認した書類 (※注意) 対象者確認時に必要書類を求めることがあります。 →詳しくは確認窓口にお問合せください。</p>

注 2) DV (ドメスティック・バイオレンス) とは、配偶者などの親しい関係にある異性からの暴力や暴言のことです。

注 3) 上記のほか、通常の賃貸借契約を行う時に、不動産店から必要な書類を求められる場合があります。

その他) 生活保護を受けている方で、家賃のお支払い方法につきまして代理納付が可能な場合、ご協力を願います。

# 保証会社が行う内容

家賃滞納等による契約解除の場合、次の①、②を保証します。

①滞納家賃及び付帯する遅延損害金

家賃及び共益費の7か月分を限度とします。

②退去に伴う原状回復費及び残置家財等の処分費用

家賃及び共益費の3か月分（敷金で相殺した差額）を限度とします。

※②に関しては、家賃滞納による契約解除の場合に限ります。ただし、入居者死亡の際に相続人等が不在、不明若しくは引き取りが困難であると判断される場合の残置家財等の処分費用に限り、家賃等の滞納有無にかかわらず、保証債務履行を行います。

※保証履行を行った場合、後日、利用者等は、保証会社が立て替えた家賃などを、保証会社に支払っていただきます。

## 賃貸住宅の探し方

本制度の対象物件は、「協力不動産店」として登録している不動産店が管理する賃貸住宅です。川崎市住宅供給公社及びまちづくり局住宅整備課などで協力不動産店のリストを配布しています。ご自分で協力不動産店をまわって、賃貸住宅を探してください。

※協力不動産店は右のステッカーが目印です。



## 制度対象者の確認

DV被害者一時保護施設退所者、ホームレス自立支援施設退所者及び児童福祉施設等退所者については、川崎市役所や各区保健福祉センター、各児童相談所等で、制度対象者であること確認する必要があります。詳しくは、まちづくり局住宅整備課にご相談ください。

## お問い合わせ

◎川崎市住宅供給公社

TEL 044-244-7623

FAX 044-244-7509

〒210-0006川崎市川崎区砂子1-2-4  
川崎砂子ビル

◎川崎市まちづくり局住宅整備課

TEL 044-200-2997

FAX 044-200-3970

〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地

